

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 産業競争力強化法第128条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定及び助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第133条第2号に掲げる業務によりされる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(8)・(9) [略]</p>	<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 産業競争力強化法第135条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定及び助言に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第140条第2号に掲げる業務によりされる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(8)・(9) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。